

二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 事業所の介護支援専門員は、事業を行うに当たっては、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。

3 事業所の介護支援専門員は、事業を行うに当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあたっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

(2) 所在地 二戸市仁左平字横手2番地3

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

2 介護支援専門員の員数は、需要の増が見込まれる時期は増員できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時15分

(事業の内容及び利用料)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料は無料とする。

(1) 居宅サービス計画作成の支援

(2) 経過観察及び再評価

(3) 施設入所への支援

(4) 居宅サービス計画の変更

(5) 要介護認定等の申請に係る援助

(事業の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 利用者の居宅及び事業所等

(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン等

(3) サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅及び事業所等

2 事業の運営に関する基準

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととする。

① 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

② 少なくとも一月に一回、実情状況の把握の結果を記録する。

(2) 介護支援専門員は、原則として、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しなければならない。

① 居宅サービス計画を新規に作成した場合

② 要介護更新認定を受けた場合

③ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

④ ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、二戸市内とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置

を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人二戸市社会福祉協議会の会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。